

中央区ホームページ広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、中央区ホームページ広告掲載要綱（平成23年3月1日付け 22中企広第174号決裁 以下「要綱」という。）に基づき、中央区が開設するホームページ（以下「区ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 要綱第2条第4号に規定する区長が認めるものとは、次の各号のいずれかに該当する広告とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 区の行政運営を妨げるもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの
- (4) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (5) 他者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 区その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような印象を与えるもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 誇大又は誤認を招くような表現又は根拠のない表示のあるもの
- (10) 射幸心を著しくあおる表現のもの
- (11) 虚偽の内容を表示するもの
- (12) 責任の所在が明確でないもの
- (13) 広告の内容が明確でないもの
- (14) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (15) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現が含まれるもの
- (16) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現が含まれるもの
- (17) わいせつ性を連想又は想起させるもの
- (18) 人体、精神又は教育に有害なもの
- (19) 前号に掲げるもののほか、区ホームページに掲載する広告として不相当であると区長が認めたもの

(団体又は事業を営む個人)

第3条 要綱第3条に規定する団体又は事業を営む個人とは次の各号のいずれかの業種又は事業者該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項から第11項まで及び第13項に規定するもの

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団又は暴力団員
- (3) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (4) 社会問題を起こしているもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に定める貸金業
- (6) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に定める葉たばこ及び製造たばこを製造し又は販売するもの
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される取引を行うもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める業種又は事業者（広告の掲載位置）

第4条 区ホームページのトップページの下部とする。

（掲載する広告数）

第5条 掲載する広告数は、当分の間30とする。

（掲載の申込み）

第6条 要綱第10条の定めによる申込みは、掲載開始月の前々月の1日から前月の10日までに（中央区の休日に関する条例第1条第1項に定める日（以下「閉庁日」という。）を除く。）企画部広報課の窓口へ提出、郵送（10日までの消印があるもの。）、メール又は電子申請により申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、掲載開始月の前月20日までに広告掲載決定の旨の通知を、掲載を不相当と認めるときは、広告掲載不承認決定の通知を当該申込みをしたものに通知する。

（広告データの提出）

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告掲載の初日の2日前（閉庁日を除く。）までに広告のデータを広報課へ提出しなければならない。

（掲載料金の返還）

第9条 要綱第7条第3項の規定により区ホームページを閉鎖したとき、又は第15条第1項第1号若しくは第4号の規定により広告の掲載を取り消したとき（広告主の責によらないときに限る。）は、掲載料金について日割りで返還するものとする。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

この基準は、令和3年10月15日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年6月1日から施行する。